

企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称：エジプト国ビジネス開発サービスの強化を通じた中小零細企業競争力向上プロジェクト(QCBS)

調達管理番号：23a00543

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「第3章4.(2)上限額」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

2023年9月20日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2023年9月20日

2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：エジプト国ビジネス開発サービスの強化を通じた中小零細企業競争力向上プロジェクト（QCBS）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

() 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。（全費目課税）

(○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修に分けて積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2024年1月 ～ 2026年4月

新型コロナウイルス感染拡大、エジプト政府のセキュリティクリアランス手続きにより、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が 12 ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については 1 年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第 1 回 (契約締結後) : 契約金額の 17% を限度とする。
- 2) 第 2 回 (契約締結後 13 ヶ月以降) : 契約金額の 17% を限度とする。
- 3) 第 3 回 (契約締結後 25 ヶ月以降) : 契約金額の 6% を限度とする。

4. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先 : outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス : Yoshida.Kiyoshi2@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

経済開発部 民間セクター開発グループ第二チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023 年 9 月 26 日 12 時
2	企画競争説明書に対する質問	2023 年 10 月 3 日 12 時
3	質問への回答 9 月 26 日 12 : 00 までの受領分	第 1 回 回答日 2023 年 9 月 29 日
4	質問への回答	第 2 回 (最終) 回答日 2023 年 10 月 6 日
5	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4 営業日前から 1 営業日前の正午まで
6	本見積額 (電子入札システムへ送信)、本見積書及び別見	2023 年 10 月 13 日 12 時

	積書、プロポーザル等の提出日	
7	プレゼンテーション	2023年 10月18日 15時～17時
8	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
9	見積書の開封	2023年 11月 1日 11時
10	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日以内
11	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内 （申込先： https://forms.office.com/r/bevwTqM7pE ） ※2023年7月公示から変更となりました。

5. 競争参加資格

（1）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

（2）利益相反の排除

特定の排除者はありません

（3）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としません。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023 年 3 月 24 日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第 1 章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

提供資料：

- ・ 第 3 章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022 年 4 月 1 日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022 年 4 月 1 日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022 年 4 月 1 日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022 年 4 月 1 日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

（1）質問提出期限

- 1) 提出期限：上記 4.（3）参照
- 2) 提出先：上記 4.（1）選定手続き窓口宛
CC：担当メールアドレス

3) 提出方法：電子メール

- ① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」
- ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注 1) 質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記（2）の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注 2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

注 3) 質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

(2) 回答方法

上記4. (3) 日程のとおり、原則2回に分けて以下のJICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記4. (3) 参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2023年3月24日版)」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル及びプレゼンテーション資料

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② 上記4. (3) にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_ (調達管理番号) _ (法人名)」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等は パスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納 ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額 (消費税は除きます。) を、上記4. (3) 日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書 (含む内訳書) にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書、及び別提案書 (第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合のみ) は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記4. (3) の提出期限までに、別途メールで

e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

なお、別見積については、「第3章4（3）別見積について」のうち、3）の経費と1）～2）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分けていただくようお願いいたします）。

（3）提出先

1）プロポーザル及びプレゼンテーション実施に必要な資料

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2）見積書（本見積書及び別見積書）及び別提案書

① 宛先：e-koji@jica.go.jp

② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書

〔例：20a00123_〇〇株式会社_見積書〕

③ 本文：特段の指定なし

④ 添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」

⑤ 見積書及び別提案書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

（4）提出書類

1）プロポーザル・見積書

2）プレゼンテーション実施に必要な資料

3）別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

（5）電子入札システム導入にかかる留意事項

1）作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>）

2）電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

9. 契約交渉権者の決定方法

（1）評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点90点、価格評価点10点とします。

（2）評価方法

1）技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」、
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせしません。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については <u>極めて優れており</u> 、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については <u>優れており</u> 、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80～90%
当該項目については <u>一般的な水準に達しており</u> 、業務の履行が十分できるレベルにある。	70～80%
当該項目については <u>必ずしも一般的なレベルに達していないが</u> 、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60～70%
当該項目だけで判断した場合、 <u>業務の適切な履行が困難であると判断されるが</u> 、他項目の提案内容・評価によっては、 <u>全体業務は可能と判断されるレベルにある</u> 。	40～60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、 <u>他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても</u> 、 <u>本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある</u> 。	40%以下

2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点されます。

① 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① （価格評価点）＝最低見積価格＝100点

② （価格評価点）＝最低見積価格／（それ以外の者の価格）×100点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第3章4.（2）に示す上限額の80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（上限額×0.8）/N×100点

*最も安価ではない見積額でも上限額の80%未満の場合は、上限額の80%をNとして計算します。

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を90：10の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

（総合評価点）＝（技術評価点）×0.9＋（価格評価点）×0.1

（3）見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記4.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

（4）契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

第2章 特記仕様書（案）

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

（なお、プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。）

1. 企画・提案を求める水準

- 応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下、「R/D」）で設定したプロジェクトの目標、成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。
- プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書(案)に加えて、詳細計画策定調査報告書等の関連資料を参照してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	企業診断ツールについて (本プロジェクト内での活用及びエジプト側への供与するツールとして有効と考えられるもの)	第4条2. (4)
2	パイロット事業対象地域の調査について (調査方法及び調査内容について、本文以外に必要と思われる方法、内容がある場合)	第4条2. (7) 第5条2. (1) ①
3	アレキサンドリア県のプラスチック加工産業を対	第4条2. (8)

	象としたパイロット事業について現時点で有効と考えられるアプローチ（対象、内容、方法等）	第5条2. (1) ②
4	ミニア県の食品加工産業を対象としたパイロット事業について現時点で有効と考えられるアプローチ（対象、内容、方法等）	第4条2. (8) 第5条2. (1) ②
5	本邦研修について（現時点で考えられる目的、内容、対象、及び本邦側主要受入れ機関等）	第4条2. (9) 1) 第5条2. (1) ③

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上（主に個人）。
 - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第3章「2.業務実施上の条件」参照）。
 - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「5.競争参加資格」参照）。
- 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

【2】特記仕様書（案）

第1条 総則

この仕様書は、発注者と受注者とが実施する本業務の仕様を示すものである。

第2条 業務の目的

「第3条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第5条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成することを目的とする。

第3条 業務の背景

別紙1（案件概要表）のとおり。

第4条 実施方針及び留意事項

1. 共通留意事項

別紙2のとおり。

2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

（1）本プロジェクトは中小企業（SME）を対象とする。

本プロジェクトの実施機関は中小零細企業開発庁であり、零細企業から中規模企業（MSME）までの開発を所掌する政府機関であるが、本プロジェクトの活動は、経済成長へのインパクトや輸出拡大の可能性を重視し、SMEを対象とすることについて、実施機関と合意している（SMEの定義は「中小零細企業（MSME）開発法（2020年度法律第152号）」にて規定）。また、業種については、製造業を対象とすることについて、確認している。

（2）Quick Winのアプローチ²

本プロジェクトの活動はSMEを対象としたパイロット事業を中心とし、SMEが成長するためのビジネス開発サービス（Business Development Services：BDS）を提案・提供し、その効果を確認して、効果的なBDS提供の方法手法を取りまとめる。パイロット事業においては、短期的に効果を上げて、実施したBDSの効果を示すことが求められる。かかる観点から、本プロジェクト全体の活動を設計することが必要である。

（3）パイロット事業の実施を通じて今後必要なBDS拡充策を考案する

本プロジェクトでは、パイロット事業を試行することによって、SMEの実態、ビジネス環境、SMEを支援する機能、SMEの成長のために必要な支援、SME自身が成長のために取り組まなければならない事項等を明確化し、今後必要なBDS拡充策を検討、取りまとめる。エジプトにおいては、制度の有無、その制度が機能しているか・利用されているか、政府機関同士の業務所掌といった制度面の状況について、また、SMEの実情や考え方、支援ニーズ、自力展開力等について、パイロツ

² ここで言う「Quick Winのアプローチ」とは、たとえ小さな施策でも短期間で成果をあげていくための考え方や取り組みを指す。小規模でも可視化できる成果を素早く出すことで、関係者の信頼感の構築やモチベーション向上を狙う。Small Win、Early Winも同義。

ト事業を実施して初めてわかることが多く、その実施を通じて、情報を収集し、同時に、実施の効果を計測することによって、効果的な BDS 拡充策を検討する。

(4) 企業診断ツールの提供³

本プロジェクトでは、BDS の入り口として、企業診断を重視する。企業診断はプロジェクトの活動で実施するだけでなく、企業診断ツールとして、実施機関及び関連機関へ提供し、広く利用されることを想定する。同企業診断ツールは、既成のものを活用し、エジプト側関係者にとって使いやすいものとなるように、また、エジプトの実情に合わせたものとなるように工夫する。

(5) カウンターパートの位置付け

本プロジェクトでは、パイロット事業の実施について、実施機関及び関係機関（エジプト国内の BDS プロバイダー）と共に、各 SME のパイロット事業活動を進める。実施機関及び関係機関側に企業指導の能力がある場合は、実施機関及び関係機関側がリードする形で進め、実施機関及び関係機関側に企業指導の能力が不足する場合には受注者がリードする形で進め、本プロジェクトの経験を実施機関及び関係機関側に蓄積させる。

(6) ローカルリソースの活用

パイロット事業の実施にあたっては、できるだけローカルリソースを活用する。実施機関及び関係機関、官民のサービスプロバイダーを活用し、エジプトにおいて再現可能な方法での実施に努める。

(7) 成果 1 に関する留意事項⁴

1) パイロット事業対象地域における調査の目的

パイロット事業計画を立案するために必要な基礎的な情報を収集する。本プロジェクトのベースライン調査も兼ねる。

2) 調査対象

- ・アレキサンドリア県の産業及び同県のプラスチック加工産業
- ・ミニア県の産業及び同県の食品加工産業

3) 調査内容

³ 本プロジェクト内での活用及びエジプト側への供与するツールとして有効と考えられるものを、プロポーザルで提案すること。

⁴ パイロット事業対象地域の調査について、調査方法及び調査内容について、本文以外に必要と思われる方法、内容がある場合にはプロポーザルにて提案すること。

対象地域及び対象セクターの経済活動の状況、主要産業とその動向、輸出高、SMEのビジネスの状況と成長可能性、SMEへ提供されているBDSとその内容、他ドナーの現在及び過去の支援等

4) 調査方法

現地再委託を認める。

5) 実施時期

4か月程度の期間で実施する。

なお、本調査はパイロット事業計画立案のための情報収集であるが、パイロット事業（成果2）の活動については、本調査の完了を待つことなく、本調査と並行して準備を開始する。

(8) 成果2に関する留意事項⁵

1) パイロット事業の目的

パイロット事業は、SMEに対する様々なBDS提供を試行し、その過程で得られる情報を整理し、提供したBDSの効果を確認し、併せてパイロット事業に参加したエジプト側関係者が経験を共有することによって、効果的なBDSのアプローチを抽出、集積していくことを目的とする。なお、その結果は、成果3で実施する、中小零細企業開発庁（MSMEDA）や他のBDS提供機関によるBDS強化の計画立案（アクションプラン）及び提案の形成において活用される。

2) パイロット事業の対象

- ・アレキサンドリア県プラスチック加工産業（メルガム工業団地）
- ・ミニア県食品加工産業

3) パイロット事業の内容

パイロット事業対象企業を選定し、対象企業が抱える課題やBDSのニーズ（生産工程・生産管理、製品改良・製品開発、マーケティング・セールスプロモーション、財務・人事労務、DX・グリーン化等の広範な分野での課題や需要が想定される）に対し、企業競争力強化、企業の事業拡大の観点から、有効と考えられるBDSを実施する。なお、対象企業及びBDSの選定に関しては、実施機関及び関連機関と協力し、受注者による企業診断を実施して成長可能性あるSMEを選定し、パイロット事業期間内に効果の発現が期待できるものを優先して選定する。

4) パイロット事業の実施方法

パイロット事業は受注者が実施することを想定するが、前述のとおり、実施機関

⁵ パイロット事業について、有効と考えられるアプローチについて、対象、内容、方法等を、アレキサンドリアのプラスチック加工産業、ミニアの食品加工産業のそれぞれについて、プロポーザルで提案すること。

及び関連機関と共に実施し、実施機関及び関連機関が実施能力を持っている場合には実施機関及び関連機関がリードする形で進める。また、できるだけローカルリソースを活用して実施する。

また、パイロット事業は個社への提案・指導の実施を想定する。対象とする課題が複数社に共通する場合には、複数社をグループとして実施する。

5) パイロット事業の実施時期及び対象社数

本プロジェクトの協力期間の中でパイロット事業をアレキサンドリア、ミニアでそれぞれ2回実施する。

パイロット事業対象社数については、1回の事業での対象社数としてR/Dでは10社としているが、できるだけ多くのSMEを対象にできるように工夫し、パイロット事業の効果を高めるように計画立案・実施する。

6) DX推進・グリーン開発のニーズ

エジプトではDX推進及び環境に配慮した製品開発や企業経営の需要が高まっている。パイロット事業対象として選定したSMEがこれらに関するニーズを有する場合には、対応するBDSを検討する。

7) パイロット事業の結果の共有（ナレッジ共有イベント）

個社を対象としたパイロット事業について、実施機関及び関係機関並びにパイロット事業参加SMEを対象に、その効果を確認し、BDSの有効性を共有し、効果向上策を検討するために、ナレッジ共有イベントを開催する。

(9) 成果3に関する留意事項

1) 本邦研修

プロジェクト関係者を対象とした本邦研修を実施する。概要は後述第5条2.(2)のとおり。人選は関係官庁・機関、及び発注者と協議の上で選定する。

2) BDS強化のための計画の作成

成果3で策定するBDS強化のための計画は、プロジェクト終了後に実施機関が取り組んでいく計画となることを想定している。

プロジェクト終了後に実施機関が取り組んでいくBDS強化の取組みはJICA若しくは他ドナーの協力のもと展開されることを想定しており、実施機関にとって活用可能な実現可能性の高い計画を検討する。

3) ナレッジ共有セミナー

パイロット事業で実施した個社へのBDS支援の有効性を知らしめ、その結果を参考に立案したBDS強化のための計画を紹介することによって、プロジェクト終了後のBDS強化とBDSの利用を促進することを目的として実施する。

プロジェクトの成果を発表する。

4) 広報動画とパンフレットの作成

プロジェクトの活動と成果の紹介、及び BDS 利用促進を目的とした広報動画と広報資料（パンフレット）を作成し、上位ナレッジ共有セミナーで使用する他、実施機関から公開し、BDS 強化と提供の継続的な活動に貢献する。

(10) JICA プロジェクトや他ドナーとの連携と期待される相乗効果

1) 技術協力プロジェクト「小規模農家の市場志向型農業改善プロジェクト フェーズ 2 (ISMAP2)」(予定：2023/11-2027/10)

ミニア県を対象地として実施される予定であり、連携可能性がある。ISMAP2 で支援する農産物が、本プロジェクトのパイロット事業で支援する食品加工業の製品として活用される等の連携を検討する。

なお、ISMAP2 はエジプト政府のハヤカリマプログラム⁶との相乗効果を検討している。本プロジェクトにおいてもミニア県で実施するパイロット事業において、ハヤカリマプログラムとの連携が提案される可能性に留意する。

2) 投資促進アドバイザー (2022/5-2024/5)

産業政策の策定、日系企業の投資促進を支援している。本プロジェクトで収集したセクター情報や産業情報を同アドバイザーへ共有し、日系企業の新たなビジネスチャンスとして活用されるように情報提供する。

3) 円借款「社会開発基金」(2001 年 L/A、51.94 億円)

円借款「零細企業支援事業」(2008 年 L/A、37.60 億円)

過去に実施機関へ供与した円借款がリボルビングファンドとして MSME へ融資されている。本プロジェクトは非金融サービス部門への協力であるため同円借款とは直接の関係はないが、同じ実施機関に対する支援としては連携可能性がある。

4) 海外投融資「中小零細企業支援事業」(2021 年 L/A、ミスル銀行)

本プロジェクトとは実施機関が異なり直接の関係はないが、同じ SME 支援事業として連携可能性がある。

5) 他ドナーとの連携について

別紙 1 (案件概要表) に記載のとおり。

6) 関連分野の協力について

以下の協力は、本プロジェクトのパイロット事業対象分野に関連する協力とし

⁶ ハヤカリマプログラムは、エジプト政府が 2030 年までの開発過程で「誰も置き去りにしない (leaving no one behind)」ことを実現するため、2019 年にエルシーシ大統領が発表した国家事業である。同プログラムの目標として、特に上エジプトや周辺農村部の最貧の村約 5000 村を対象に、インフラ整備や基本的サービスの提供、教育や保健サービスの促進、雇用の提供、女性のエンパワーメントなどを通じて、生活の質を改善していくことを目指している。同プログラムはセクター横断的な国家事業のため多方面から投資が期待されており、予算措置される見込みである。

て連携の機会があれば検討する。セクター情報の収集や本プロジェクトの中で
の成果の活用、本プロジェクトからの情報提供等が考えられる。

- ・ エネルギー利用効率改善分野の協力⁷（JICA 2020年から継続中）
- ・ プラスチック廃棄物管理分野の協力⁸（JICA 2024年開始予定）
- ・ Supporting the promotion of circular economy practices on single-use plastic value chain（UNIDO 2023-2025）

（11）日系企業との連携

本プロジェクトの活動を通じて、パイロット事業対象企業やパイロット事業対象地域の主要産業について、日本企業とのビジネス連携の可能性を検討し、有望企業・産業の日系企業への紹介や、日系企業との取引を望む企業の紹介など、プロジェクトの活動の中で機会を捉えて支援する。

なお、日系企業との連携を検討するにあたっては、JETRO カイロ事務所への情報提供依頼や日系企業との仲介依頼が可能と考えられるので、必要な場合には協力を要請する。

第5条 業務の内容

1. 共通業務

別紙3のとおり。

2. 本業務にかかる事項

（1）プロジェクトの活動に関する業務

① 成果1に関わる活動

活動 1-1：パイロット地域においてセクター調査を実施する。

活動 1-2：パイロット地域の対象セクターにおける BDS 提供状況を調査する。

② 成果2に関わる活動

活動 2-1：パイロット事業計画を作成する。

活動 2-2：ターゲット企業を選定する。

活動 2-3：ターゲット企業を診断し、改善箇所を特定する。

活動 2-4：適切な BDS を提供する。

活動 2-5：提供する BDS の効果を、モニタリング・評価する。

活動 2-6：ナレッジ共有イベントを実施する。

⁷ 「エネルギー利用効率改善能力開発プロジェクト（フェーズ1）」（2020/1-2023/6）を実施、現在は第二フェーズの協力を準備中

⁸ 「プラスチック廃棄物管理能力強化プロジェクト」の準備中

③ 成果3に関わる活動

活動3-1：本邦研修を実施する。

活動3-2：パイロット事業と本邦研修による知見に基づき、BDS強化のための計画を作成する。

活動3-3：ナレッジ共有セミナーを実施する。

ナレッジ共有イベントの想定規模は以下のとおり。

実施回数	約4回（アレキサンドリア県、ミニア県各2回）
対象者	実施機関、関係機関、パイロット事業対象SME
参加者数	約50名/回
開催期間	約1日/回
実施場所	アレキサンドリア市内、ミニア市内
実施形態	対面（オンラインでの視聴も可能にする）

ナレッジ共有セミナーの想定規模は以下のとおり。

実施回数	約1回
対象者	実施機関、関係機関、パイロット事業対象SME、外部関係者
参加者数	約100名/回
開催期間	約1日/回
実施場所	カイロ市内
実施形態	対面（オンラインでの視聴も可能にする）

（2）本邦研修

- 本プロジェクトでは、本邦研修を実施する。

本邦研修実施業務は、本契約の業務には含めず、研修日程を確定した後、発注者・受注者協議の上で、別途契約書を締結して実施する（発注者が公開している最新版の「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に準拠）

- 想定規模は以下のとおり。

研修内容	中小企業育成に関する日本の事例、政府（中央及び地方）の政策、制度、BDS提供機関、中小企業の競争力を高める方策等を視察し、BDS提供を受ける企業の視察等を通じ、エジプトにおけるアクションプランを立案する。
実施回数	合計1回（パイロット事業の1回目と2回目との間に実施）

対象者	カウンターパート機関及び関連機関
参加者数	約 10 名
研修日数	約 14 日（移動日を含む）

（３）機材調達

本業務では、機材調達を想定していない。

（４）現地再委託

本プロジェクトでは、以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	パイロット事業 対象地域調査	パイロット事業対象地域の産業、対象セクターの状況、SME の状況、BDS 提供の状況、他ドナーの支援状況等の情報収集	2 地域 各 1 回	定額見積

（５）その他

① ベースライン調査

- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況をモニタリング・評価するための指標を設定し、プロジェクト開始時点のベースライン値を把握する。また、具体的な指標入手手段についても明らかにし、モニタリングに向けた体制を整える。
- 本プロジェクトにおいては、受注者は、ベースライン調査を兼ねたパイロット事業対象地域の調査の枠組みや調査項目について、調査開始前に発注者と協議の上、C/P の合意を得る。同調査を経て指標の目標値の設定を行う際にも、同様に発注者及び C/P の合意を得ることとする。

② C/P のキャパシティアセスメント

- 受注者は、人材育成の対象となる C/P に対し、現状の詳細な把握やキャパシティアセスメントを行い、その結果を踏まえ、その後の能力強化の重点項目や範囲、達成レベル等を設定する。

③ エンドライン調査

- 本プロジェクトにおいては、エンドライン調査は実施せず、パイロット事業の

実施結果の確認としてプロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況を評価するための情報を収集し、C/P に結果を共有する。

- 受注者は、前項の情報収集について、C/P との共同実施の可能性を追求しつつ、枠組みや確認項目については、開始前に発注者、C/P と協議の上、両者の合意を得る。

④ 環境社会配慮に係る調査

- 本業務では当該項目は適用しない。

⑤ ジェンダー平等を推進する活動

- 合意文書に記載されたジェンダー主流化の取組及び指標の達成のための活動を実施する。
- ジェンダーバランスなど多様性の視点に立った実施体制を採る。また、事業対象者が各自のジェンダーによって参加が困難とならないよう、包摂のための工夫をする。
- さらに、データ収集の際は、ジェンダー別に収集・分析を行い、定量/定性的効果を可能な限りジェンダー別で把握する。成果やインパクトの発現状況をモニタリングし、問題が発生した場合は適宜対応する。

第6条 報告書等

1. 報告書等

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。
- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	
ワーク・プラン	業務開始から 1 か月以内	英語	電子データ	
モニタリングシート	別途指定 (年 1 回以上の頻度)	英語	電子データ	
業務進捗報告書	2025 年 1 月	日本語	電子データ	
事業完了報告書	契約履行期限末日	日本語	製本	4 部
			CD-R	4 部
		英語	製本	10 部
			CD-R	4 部

- 事業完了報告書は、履行期限3ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくはC/P等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

共通仕様書第6条に記された内容を含めて作成する。

(2) ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② プロジェクト実施の基本方針
- ③ プロジェクト実施の具体的方法
- ④ プロジェクト実施体制（JCCの体制等を含む）
- ⑤ PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- ⑥ 業務フローチャート
- ⑦ 詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure等の活用）
- ⑧ 要員計画
- ⑨ 先方実施機関便宜供与事項
- ⑩ その他必要事項

(3) モニタリングシート

発注者指定の様式に基づき作成する。

(4) 事業完了報告書（及び業務進捗報告書）

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② 活動内容（PDMに基づいた活動のフローに沿って記述）
- ③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- ④ プロジェクト目標の達成度
- ⑤ 上位目標の達成に向けての提言（事業完了報告書の場合）もしくは次期活動計画（業務進捗報告書の場合）

添付資料（添付資料は作成言語のままよい）

(ア)PDM（最新版、変遷経緯）

(イ)業務フローチャート

(ウ)WBS等業務の進捗が確認できる資料

(エ)人員計画（最終版）

(オ)研修員受入れ実績

(カ)遠隔研修・セミナー実施実績（実施した場合）

(キ)供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む：実施した場合）

(ク)合同調整委員会議事録等

(ケ)JICAの他事業との連携、他ドナーの事業との連携、日系企業との連携に関する実績

(コ)その他活動実績

なお、本業務の中で受注者及びプロジェクト関係者が作成した資料は業務進捗報告書・事業完了報告書と共に電子データにより提出する。（成果3の広報動画とパンフレットを含む）

2. コンサルタント業務従事月報

国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- (1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- (2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- (3) 詳細活動計画（WBS等の活用）
- (4) 活動に関する写真

案件概要表

1. 案件名 (国名)

国名：エジプト

案件名：(和) ビジネス開発サービスの強化を通じた中小零細企業競争力向上プロジェクト
(英) The Project for Improving the Business Competitiveness of MSMEs through Enhancement of Business Development Services

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における民間セクター開発の現状・課題及び本事業の位置付け

エジプトにおいて中小零細企業（以下、「MSME」）は、同国企業の90%以上を占め、雇用の約75%に貢献しており、雇用創出と経済発展に重要な役割を果たしている。このような状況の中、エジプト政府は国家MSME戦略を策定するとともに、エジプトビジョン2030(Egypt vision 2030)、貿易産業省(Ministry of Trade and Industry。以下、「MTI」)の戦略、産業政策等の中でMSME振興を中心政策の一つに位置付けている。2020年には、「中小零細企業(MSME)開発法(2020年度法律第152号)」が公布され、国内のMSME、スタートアップ及びインフォーマル事業が定義され、MSME及びスタートアップの事業を支援する優遇措置とインフォーマル事業のフォーマル化を促進する優遇措置を定め、中小零細企業開発庁⁹(Micro, Small and Medium Enterprises Development Agency。以下、「MSMEDA」)をMSME支援の中心的な国家機関(政策決定機関かつサービスプロバイダー)として位置付けた。同法に従い、MSMEDAはMSMEに対する金融支援と非金融支援を実施しており、ビジネス開発サービス(Business Development Service。以下、「BDS」)は後者に含まれる。MSMEDAはMSMEへのBDSをエジプトビジョン2030達成のための重要項目と定め、BDS市場戦略(MSMEDA Business Development Services Market Strategy)を策定した。その中でエジプトのBDSの課題について「費用対効果・費用回収率が低い」「BDSプロバイダー(特に政府組織)の能力不足」「パフォーマンス指標の不足」「フォローアップ・モニタリングの不足」「BDSプロバイダー間の調整不足」「BDS提供のための資金的な持続性の確保」を挙げている。

また、MSMEDAは開発重点セクターの一つに製造業を位置付けている。製造業はGDPシェア17%(2019-2020年度、計画・経済開発省)、2019-2020年の成長率6.3%(中央動員統計局)、全労働人口の約28%を占めており、エジプト政府の国家構造改革プログラム(National Structural Reform Program)において重点セクターの一つとして位置付けられている¹⁰。他方、製造業におけるMSMEの企業数シェアは20%未満に留まっており、MSMEDAは製造業におけるMSMEの成長を促進するために質の高いBDS提供を必要としている。

以上の背景を踏まえ、本事業では製造業のMSMEへのBDS提供の支援を実施する。

(2) 民間セクター開発に対する我が国及びJICAの協力量針等と本事業の位置付け

本事業は、対エジプト・アラブ共和国国別開発協力量針(2020年9月)の重点分野「持続的経済成長」の中の開発課題「産業開発」の「民間セクター開発支援プロ

⁹ 旧社会開発基金の後継組織として2017年4月、2018年11月の政令を基に設立された。

¹⁰ 他に農業、通信・情報技術セクターが挙げられている。

グラム」に位置付けられる。また、JICA グローバルアジェンダ「民間セクター開発」の「アフリカ・カイゼン・イニシアティブ（AKI）」クラスター事業戦略において、エジプトはクラスターシナリオの第二段階「カイゼン・アプローチ普及組織の体制強化期」にあり、カイゼン・アプローチ群の第3群「カイゼン・アプローチ強化関心国」に位置付けられる。本事業は BDS プロバイダーによる企業支援能力の強化を目指すものである。なお、同クラスターは、持続可能な開発目標（SDGs）の目標 8 及び目標 9 の達成にも寄与するものである。以上により、本事業は同国の開発課題と我が国及び JICA の協力方針に合致している。

（3）他の援助機関の対応

- ・ILO・EU：成長のためのビジネス開発サービスプロジェクト（Business Development Services for Growth : BDS4GROWTH）（2018-2020）による製造業及び貿易サービス業の MSME に対する BDS 提供能力の開発を支援、MSMEDA の BDS 市場戦略（前述）の策定支援。
- ・GIZ：Ezdehar プログラム（2018-継続中）による食品加工セクター（2018-2019、2020-2021）及びプラスチックセクター（2022-継続中）を対象とした製造業の MSME に対する BDS 支援及びコンサルタント育成支援。同プログラムからの知見の共有、育成した SME コンサルタントの活用、パイロット事業対象セクターにおけるサブセクターの分業などの連携可能性あり。
- ・UNDP：Capacitating MSMEDA's transition for the empowerment of MSMEs and entrepreneurship プロジェクト（2021-継続中）による MSMEDA の提供するサービスの DX 推進支援。MSMEDA と関連省庁が提供しているワンストップサービス（OSS）のオンライン化支援等。

3. 事業概要

（1）事業目的

本事業は、製造業等を対象とし、パイロット事業対象地域¹¹において、MSMEDA 及び連携するビジネス開発サービス提供機関による、MSME へ提供する BDS の質を高めることにより、MSMEDA 及び連携機関の BDS 提供能力の向上を図り、もって、パイロット事業対象地域の MSME のビジネス競争力を高めることに寄与するものである。

（2）プロジェクトサイト／対象地域名

カイロ、アレキサンドリア、ミニア

（3）本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：MSMEDA 及び連携する BDS 提供機関の職員

最終受益者：パイロット事業対象地の中小零細企業

（4）総事業費（日本側）

約 2 億円

（5）事業実施期間

¹¹ パイロット事業対象業種及び対象地は、エジプト政府の重点 5 業種（皮革、食品加工、繊維・衣料、プラスチック、手工芸品）として MSMEDA から提案を受けた SME 集積地から、アレキサンドリアのプラスチック産業及びミニアの農産加工品（食品加工）産業を選定した。

2024年1月～2026年1月（計24カ月）

(6) 相手国側実施機関（カウンターパート機関）
中小零細企業開発庁（MSMEDA）

(7) 投入（インプット）

1) 日本側

① 専門家派遣

ア) 短期専門家

- ・ 総括/BDS 強化
- ・ プラスチック加工専門家
- ・ 食品加工専門家

② 本邦研修：実施予定（プロジェクト開始後に実施時期、内容、対象者を決定する）

2) エジプト国側

① カウンターパートの配置

② 日本人専門家の執務室の提供

③ その他専門家の現地受け入れ等にかかる手配等

④ プロジェクト実施にかかる必要経費

(8) 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

- ・ 個別専門家「投資促進アドバイザー」（2016-2018）（2022-2024）
- ・ 技術協力プロジェクト「生産性・品質向上センタープロジェクト」（2017-2011）。同プロジェクトで支援した Kaizen Center は品質・生産性向上の BDS 提供機関として本プロジェクトの中で連携可能性あり。
- ・ 技術協力プロジェクト「小規模農家の市場志向型農業改善プロジェクト フェーズ 2」（予定：2023-2027）。同じ地域（ミニア）で実施するプロジェクトとして、同じ農産物を協力対象とすることによって、同プロジェクトの農産物の生産・販売増加の支援と本プロジェクトの食品加工業のビジネス開発の支援の連携可能性あり。

2) 他の開発協力機関等の援助活動

他機関の活動については2.（3）に記載のとおり。いずれも本事業との具体的な連携は予定していないものの、適宜情報収集や意見交換を行い、支援内容の重複の防止及び相乗効果の発現に努める。

(9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022年公布）に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は最小限であると判断される。

2) 横断的事項：特になし

3) ジェンダー分類：特になし

(10) その他特記事項：特になし

4. 事業の枠組み

(1) 上位目標

パイロット地域における対象セクターの MSME の競争力が向上する。

指標及び目標値: 少なくとも 30 社の企業が提供された BDS により良好な業績を得る。

少なくとも 30 社の企業が提供された BDS に対して満足する。

(2) プロジェクト目標

パイロット地域における対象セクターの BDS 提供の効果が強化される。

指標及び目標値: 少なくとも 10 社の企業が提供された BDS により良好な業績を得る。

少なくとも 10 社の企業が提供された BDS に対して満足する。

(3) 成果

成果 1 : パイロット地域における対象セクターの、MSME に対する BDS 提供を含む実態を調査する。

成果 2 : パイロット地域における対象セクターにおいて、MSME の競争力強化のための BDS 提供のパイロット事業が計画され、実施される。

成果 3 : パイロット事業の成果を基に、BDS 強化のための提案とアクションプランが作成される。

(4) 主な活動

1-1.パイロット地域においてセクター調査を実施する。

1-2.パイロット地域の対象セクターにおける BDS 提供状況を調査する。

2-1.パイロット事業計画を作成する。

2-2.ターゲット企業を選定する。

2-3.ターゲット企業を診断し、改善箇所を特定する。

2-4.適切な BDS を提供する。

2-5.提供する BDS の効果を、モニタリング・評価する。

2-6.ナレッジ共有イベントを実施する。

3-1.本邦研修を実施する。

3-2.パイロット事業と本邦研修による知見に基づき、BDS 強化のための計画を作成する。

3-3.ナレッジ共有セミナーを実施する。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

- ・ 専門家の活動に必要な許可が得られる。

(2) 外部条件

1) プロジェクト目標達成のための外部条件

- ・ 経済状況が大幅に変化しない。

2) 成果達成のための外部条件

- ・ パートナー機関との協働体制が失われない。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

・タイ国「地方レベルの統合中小企業支援普及プロジェクト」（2013年-2016年）
当該プロジェクトは、従来専門分野ごとに分断されていたBDSを統合し、地域で利用可能な中小企業支援サービスの情報を「産業振興センター」に集約し、その中から中小企業のニーズに合うものを紹介することによって、中小企業の利便性とサービス提供の効率性を高めた。本事業においても、MESMEDAが各地域の企業支援サービスにかかる情報のハブとなり、BDSプロバイダーとの協働関係を強化することによって中小零細企業にとっての利便性を高め、BDSの効果向上を狙う。

7. 今後の評価計画

- (1) 今後の評価に用いる主な指標
4. のとおり。
- (2) 今後の評価スケジュール
- | | |
|-----------|----------|
| 事業開始6カ月以内 | ベースライン調査 |
| 事業終了3年後 | 事後評価 |

以上

共通留意事項

1. 必須項目

(1) 討議議事録 (R/D) に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録 (R/D) に基づき実施する。

(2) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

(3) プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する（評価指標を含めた PDM (Project Design Matrix)、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更にあたっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

(4) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえるよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務めるものとする。

(5) 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

(6) 根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

2. 選択項目

ジェンダー配慮

- 本業務の実施に際しては、男女別データの収集・分析を行い、男女別データで定量的効果を把握することや、男性／女性の参画を考慮した活動内容を検討する等、ジェンダーに十分配慮した活動を行う。

共通業務内容

1. 業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。

2. 合同調整委員会（JCC）等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）もしくはそれに類する案件進捗・調整会議（以下、「JCC」）を設置する。JCC は、1年に1度以上の頻度で、（R/Dのある場合はR/Dに規定されるメンバー構成で）開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長（技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター）が JCC を円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行う JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は 必要に応じて JCC の運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

3. 成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的に C/P と運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及び C/P とともに事前に定めた頻度で（1年に1回以上とする）発注者所定のモニタリングのための報告書を C/P と共同で作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリング、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、C/P と成果指標のモニタリング体制を整える。

- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既に実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

4. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使用できるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

5. 業務完了報告書の作成

- 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

以 上

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：ビジネス開発サービスを含めた中小企業支援に関する各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／BDS強化

➤ BDS（プラスチック加工）

➤ BDS（食品加工）

② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 38.1人月

うち本邦研修に関する業務人月 0.50 人月（定額計上分）を含む。

2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／BDS強化）】

- ① 類似業務経験の分野：ビジネス開発サービスを含めた中小企業支援の計画立案、実施促進、評価分析に関する各種業務
- ② 対象国及び類似地域：途上国全域（中東地域の経験があれば望ましい）
- ③ 語学能力：英語

【業務従事者：BDS（プラスチック加工）】

- ① 類似業務経験の分野：プラスチック加工産業へのビジネス開発サービスに関する各種業務
- ② 対象国及び類似地域：エジプト国及び途上国全域（中東地域の経験があれば望ましい）
- ③ 語学能力：英語

【業務従事者：BDS（食品加工）】

- ① 類似業務経験の分野：食品加工産業へのビジネス開発サービスに関する各種業務
- ② 対象国及び類似地域：評価せず
- ③ 語学能力：評価せず

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2024年1月に契約を締結し、2024年3月に現地業務を開始し、2026年4月の契約終了を予定しています。

なお、契約後にエジプトへの渡航を開始するために、エジプト政府によるセキュリティクリアランス（渡航承認）を完了させる必要があります。同手続きは実施機関が行いますが、同手続きに要する期間は公表されておらず、時間を要することが想定されます。そのため、本プロジェクトでは手続きに要する期間を3か月と見込んで上記の業務工程を設定しています。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 38.10人月（現地：30.00人月、国内：8.10人月）

本邦研修（国別研修）に関する業務人月 0.50人月を含む（本経費は定額計上に含まれる）。なお、上記の業務人月は、国内移動手配に関連し JICA が契

約する旅行会社への国内移動旅行の手配依頼書の送付、旅行手配内容の調整・検収、国内機関への報告を含む。

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者/BDS強化（2号）
- ② BDS（プラスチック加工）（3号）
- ③ BDS（食品加工）（3号）

3) 渡航回数を目途 全18回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- パイロット事業対象地域調査

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- 本プロジェクトのR/D
- 案件概要表
- 本プロジェクトの詳細計画策定調査結果
- 詳細策定調査結果収集資料（MSMEDA BDS Strategy）
- Basic Study in Development of MSME in Egypt

2) 公開資料

- なし

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有

5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

（6）安全管理

JICA が定める「安全対策措置」（随時更新）の最新版を確認いただき、行動規範を遵守願います。（2023年9月時点の安全対策措置は以下のとおりです）

（参考）安全対策措置（2023年8月25日改訂）

地域（1）業務渡航：注意喚起

- ・カイロ大都市圏
- ・アスワン県アブシンベル（アブシンベルより南は含まない。）
- ・ポートサイド県ポートフォード
- ・下記（2）、（3）を除く全土

<業務渡航・一般渡航の条件>

渡航準備

- ・全ての渡航・移動等について、上記に記した JICA エジプト事務所（以下、「事務所」）への届出の期限を順守すること。期限を過ぎた場合は、原則、渡航を認めない。
- ・渡航予定地域の治安状況の悪化等により、JICA 関係者にリスクが及ぶと判断される場合、事務所が渡航の取り止めや旅程の変更を求める場合がある。

【本邦・第三国からの関係者】

1) 業務渡航

- ・原則、渡航1週間前までに、事務所に渡航情報を提出する。
- ・国内移動届（滞在中の連絡可能な手段と、行程（時間、場所（経緯度を含む））を記した地図を添え）を、渡航1週間前までに案件担当者に提出する。
- ・安全管理担当者から、最新の現地エリア別の治安情報の提供を受け、状況の把握を行う。
- ・事務所作成の「安全対策マニュアル」を熟読する。
- ・公用旅券使用の場合、カイロ空港での VISA on Arrival の取得はできないので必ず事前取得する。・長期渡航者（滞在期間が90日超）の場合は、上記に加えて、事務所案件担当者を通じて、安全管理担当者にアポイントを取り、Online または対面で治安等に係るブリーフィングを受けるものとする。

2) 一般渡航

- ・ 渡航 1 カ月前までに、所定の様式を用いて事務所に届け出る。

【派遣中の関係者】

- ・ 都市間移動を行う場合は、原則、渡航 1 週間前までに、事務所に渡航情報を提出する。（業務渡航、一般渡航共通）

行動規範（全滞在者共通）

「海外安全対策ハンドブック」と「エジプト安全対策マニュアル」を熟読し、セルフディフェンスに努めること。

1) 通信手段

- ・ 緊急連絡手段の確保：安否確認等のため、携帯電話もしくは固定電話に常に出られる、また、携帯電話を充電できる状態を維持する。

2) 注意すべき場所

- ・ 市中で警戒中の警察官等から距離を置くほか、軍や警察関連施設、宗教施設（大きなモスクや教会）、裁判所、多くの人が集まる場（タハリール広場、駅、バスターミナル、スタジアム等）などには、できるだけ近づかない。
- ・ 欧米系高級ホテルや大規模商業施設、博物館・美術館、観光地、市場等では、出入口付近、ロビーでの滞在時間を極力短くする。特に、屋外の遺跡等の観光地（ギザの 3 大ピラミッド、サッカラやダハシュール等のピラミッド等）を訪問する際は滞在時間も最小限にする行程にすること。

3) 交通手段

- ・ 夜間の外出、都市間移動は控える。特に 23 時～4 時の移動は原則不可。やむを得ない場合は事前に事務所に連絡すること。
- ・ 都市間移動時の交通機関は飛行機、運転手付レンタカー、大型長距離バス、鉄道とし、マイクロバスは禁止する。都市内移動時の場合でも、公共バスやマイクロバスの利用は控える。但し、他の交通モードが利用できない場合に限り、利用を可とする。
- ・ トウクトウク（三輪バイク）の利用禁止。
- ・ 車両の運転禁止（二輪後部等への同乗を含む）。
- ・ 観光を目的とするバス等を利用しない。（過去にテロの標的にされた例があるため）。
- ・ 後部座席に乗る（運転手の真後ろの席が比較的安全とされている）。

- ・ シートベルトを締める（後部座席も同様）。
- ・ タクシー運転手の運転が荒かったり、走行中に携帯電話を使用したりする等、危険を感じるような場合は、躊躇せずに乗り換える。
- ・ ポートフォードに渡るには、車両通行用の橋、またはポートフォードフェリーを利用すること。

4) ダイビング

- ・ 詳細は「エジプト・アラブ共和国安全対策マニュアル」を参照のこと。

5) その他

- ・ 2023年8月現在、ポートフォードには宿泊施設がない点留意すること。
- ・ アブシンベルなどの主要観光地における医療関係の詳細については、「安全対策マニュアル」を参照すること。

地域（2）業務渡航：在外事務所長承認

- ・ 中部4県（アシュート県、ミニア県、ソハグ県、ケナ県）内、西部砂漠道路より西）
- ・ 以下3県のスエズ運河以東（ポートサイド県、イスマイリヤ県、スエズ県）
- ・ 北西部から南西部にかけての砂漠地帯（地中海に面したマルサ・マトルーフからアレキサンドリアまでの沿岸地域は（1）に準ずる）
- ・ アスワン県のアブシンベルより南（アブシンベルを含まない）のスーダン国境地帯
- ・ ハライブトライアングル地帯（シャラティン含む）

渡航準備

- ・ 原則、渡航2週間前までに、事務所に渡航申請を行い、承認を得る。
- ・ 地域（1）の準備手順に準じる。

行動規範（全滞在者共通）

- ・ 地域（1）での記載に同じ。

地域（3）渡航禁止

- ・ 北シナイ県
- ・ 南シナイ県（アカバ湾に面したダハブからシャルム・エル・シェイクまでは（1）に準じるため除く）
- ・ リビア国境地帯

3. プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

注) Microsoft-Teams によるカメラオンでの実施を基本とします。詳細につきましては、別添「プレゼンテーション実施要領」を参照してください。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月-2023年4月追記版）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積りが提出された場合、同提案・見積りは企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案については、プロポーザルには含めず、別提案・別見積りとしてプロポーザル提出時にプロポーザルとは別ファイルとして提出ください。

別提案・別見積りは技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含める可否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみ別提案・別見積りとして提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例)

セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積りにはA案の経費を計上、B案については、別提案においてA案の代替案であることがわかるように説明の上、別提案として記載し、B案の経費を別見積りにて提出。

【上限額】

177,541,000円（税抜）

なお、定額計上分 20,396,000 円（税抜）については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記 (3) 別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(3) 別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。また、下記のどの別見積もり経費に該当する経費積算かが明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

1) 上限額を超える別提案に関する経費

2) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

3) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

これらについては、単に別見積書に経費を計上するだけでなく、1)、2)については別提案書を別見積とともに提出、3)については障害のある業務従事者に係る各経費の説明を明記してください（いずれもプロポーザルとは別ファイルとしてください）。別提案書のない別見積経費は認めませんので、ご注意ください。

(4) 定額計上について

定額計上した各経費について、上述(3)のとおり定額計上指示された経費につき、定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者による見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	パイロット事業対象地域調査	「第2章 特記仕様書案 第5条2. (1) ①	2,000,000円 (1,000,000円 × 2地域)	調査費用	再委託
2	ワークショップ開催経費（知見共有イベント・セミナー含む）	「第2章 特記仕様書案 第5条2. (1)	2,000,000円 (200,000円 × 10回)	会場費 資料印刷費 (必要に応じて参加者の旅費)	一般業務費
3	パイロット事業経費	第5条2. (1) ②	8,000,000円 (4,000,000円 × 2地域)	資機材購入費 外注費 ローカルコンサルタント委託費	一般業務費
4	本邦研修にかかる経費	「第2章 特記仕様書案 第5条2. (1) ③	8,396,000円	直接経費 (受入期間の業務人月（業務主任者/BDS強化分野2号を想定）0.5人月の報酬は本契約に含む)	報酬 国内業務費

(5) 見積価格について、
各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。
（千円未満切捨て不要）

(6) 旅費（航空賃）について

参考まで、JICAの標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

東京⇒ドバイ／アブダビ⇒カイロ（エミレーツ航空）

(7) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。
競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(9) その他留意事項

契約後、エジプトへの渡航を開始するために、エジプト政府によるセキュリティクリアランス（渡航承認）を完了させる必要があります。同手続きは実施機関が行いますが、同手続きに要する期間は公表されていません。本プロジェクトでは3か月を見込んで現地渡航開始時期を設定しています。

別紙4：プロポーザル評価配点表

別添：プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(50)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	26	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他 (実施設計・施工監理体制)	-	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(40)	
	(22)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ
業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者/BDS強化計画</u>	(18)	(8)
ア) 類似業務の経験	7	3
イ) 対象国・地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	3	1
エ) 業務主任者等としての経験	3	2
オ) その他学位、資格等	2	1
副業務主任者の経験・能力: <u>副業務主任者/〇〇〇〇</u>	(-)	(8)
ア) 類似業務の経験	-	3
イ) 対象国・地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	1
エ) 業務主任者等としての経験	-	2
オ) その他学位、資格等	-	1
業務管理体制、プレゼンテーション	(4)	(6)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	4	4
イ) 業務管理体制	-	2
(2) 業務従事者の経験・能力: <u>BDS(プラスチック加工)</u>	(10)	
ア) 類似業務の経験	7	

イ) 対象国・地域での業務経験	1
ウ) 語学力	1
エ) その他学位、資格等	1
(3) 業務従事者の経験・能力 : BDS(食品加工)	(8)
ア) 類似業務の経験	7
イ) 対象国・地域での業務経験	-
ウ) 語学力	-
エ) その他学位、資格等	1

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

1. 実施時期：「第1章 企画競争の手続き」の「4. (3) 日程」参照
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
2. 実施方法：Microsoft-Teamsによる実施を基本とします。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。その際に、接続に不具合が生じる可能性がある場合は、電話会議などに方法の調整をいたしますので申し出てください。
 - (1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
 - (2) 使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
 - ① Microsoft-Teamsを使用する会議
競争参加者が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのMicrosoft-Teamsの音声機能によるプレゼンテーションです。(Microsoft-Teamsによる一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、(システムが不安定になる可能性があることから)認めません。)指定した時間にTeamsの会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。
 - ② 電話会議
通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者からJICAが指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

注) JICA 在外事務所及び国内機関の JICA-Net の使用は認めません。

以 上